

船舶事故調査報告書

令和3年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚（湖岸）
発生日時	令和2年7月24日 15時00分ごろ
発生場所	秋田県小坂町寺子 ^{てらこ} の岬南方沖（十和田湖西岸） 小坂町所在の大川岱四等三角点から真方位330° 1,170m付近 （概位 北緯40°27.8′ 東経140°50.2′）
事故の概要	プレジャーボートイーグルは、北西進中、湖岸に乗り揚げた。 イーグルは、船長及び同乗者2人が負傷し、プロペラ翼の曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和2年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質、 機関、出力、進水等 プレジャーボート イーグル、5トン未満 200-22615青森、個人所有 5.08m (Lr) × 2.35m × 1.10m、FRP ガソリン機関、110.33kW、平成4年4月
乗組員等に関する情報	船長 65歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年5月16日 免許証交付日 平成29年6月19日 （令和5年5月15日まで有効） 同乗者A 48歳 同乗者B 41歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）、軽傷 2人（船長、同乗者B）
損傷	船首部外板に割損及びプロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、十和田湖を遊走する目的で、令和2年7月24日11時30分ごろ‘小坂町（十和田湖西岸）に所在するマリーナ’（以下「本件マリーナ」という。）を出発した。

	<p>本船は、13時00分ごろ昼食休憩で立ち寄った小坂町（十和田湖南岸）に所在する係留施設を出発して遊走を再開した。</p> <p>船長は、船体中央右舷側の操縦席に腰掛け、左手に舵輪、右手にクラッチ兼スロットルレバーを持ち、操縦席左隣の椅子席に同乗者Bが、前部甲板のソファー席に同乗者Aがそれぞれ腰を掛けて遊走を行った後、14時58分ごろ帰航することとし、湖岸に接近してから本件マリーナに向けて変針するつもりで、寺子ノ岬付近を目標に約30ノットの対地速力で北西方に針路を定めた。</p> <p>船長は、針路を定めた後、同乗者Bに顔を向けて話し込んでいたところ、15時00分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>本船は、船首部が約3m水際から乗り揚げ、立木と衝突した。</p> <p>船長は、同乗者Aが船内から陸上に投げ出されており、同乗者Bも負傷していることを認め、119番に通報し救急車を要請した。</p> <p>同乗者Aはドクターヘリで秋田県大館市内の病院に、また、船長及び同乗者Bは救急車で、秋田県鹿角市内の病院にそれぞれ搬送された。</p> <p>同乗者Aは左第3・4腰椎横突起骨折、第5腰椎棘突起骨折等、船長は頭部及び胸部の打撲等、同乗者Bは左膝打撲及び左前額部打撲等とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 正船首部外観、写真2 右舷船首部外観、写真3 損傷箇所修理後の状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、十和田湖における遊走経験を約1年有していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、寺子ノ岬南東方沖において、北西進中、船長が、同乗者Bの方を向いて話し込み、変針予定地点を過ぎて湖岸に向かって航行を続けたことから、十和田湖西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、寺子ノ岬南東方沖において、北西進中、船長が、同乗者Bの方を向いて話し込み、変針予定地点を過ぎて湖岸に向かって航行を続けたため、十和田湖西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートの船長は、航行中、見張りを適切に行い、操船に専念すること。

付図1 事故発生経過概略図

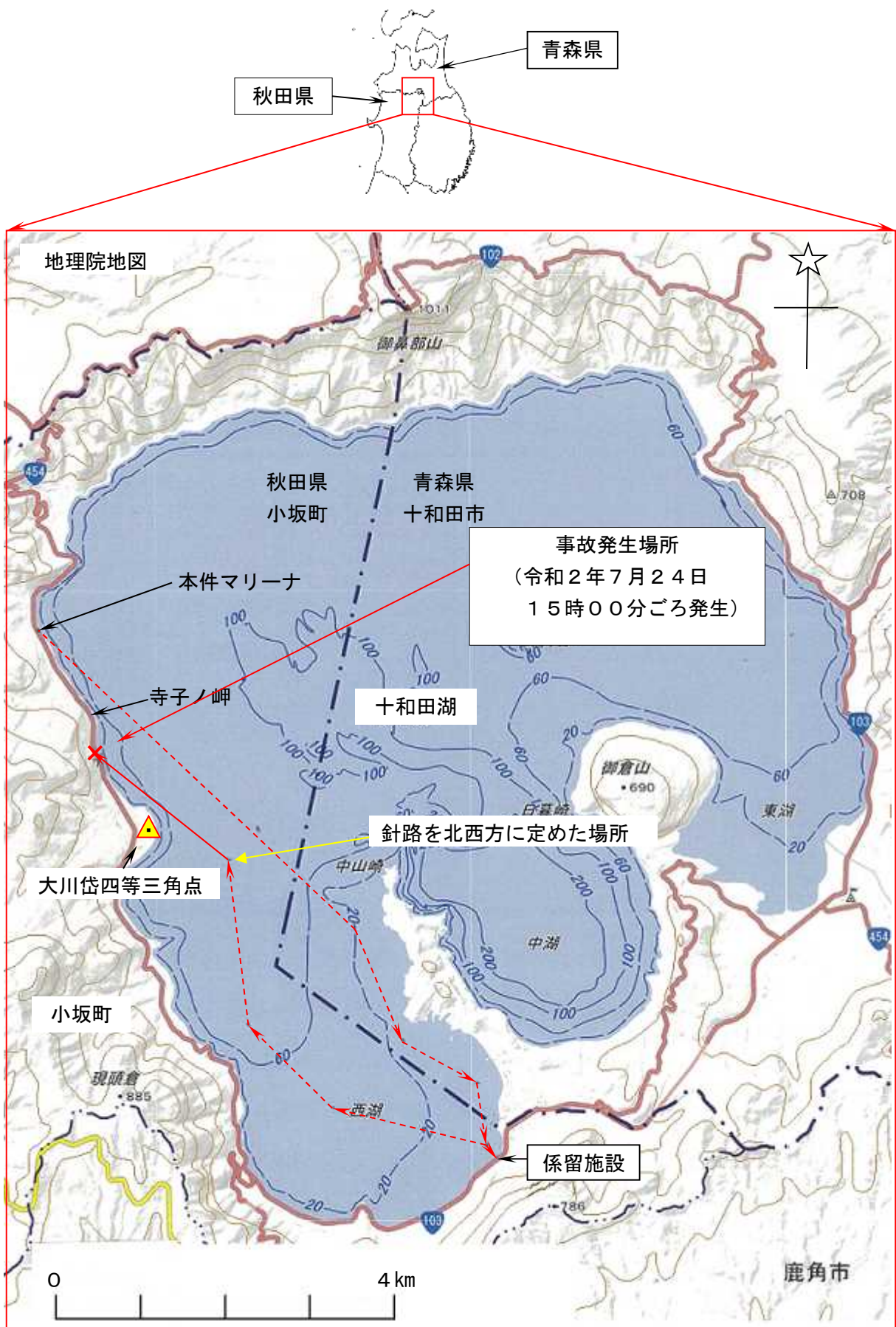


写真1 正船首部外観



写真2 右舷船首部外観



写真3 損傷箇所修理後の状況

